



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

26年 6月 9日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県米子市和田町2214-7

氏 名 株式会社 中央生コン

代表取締役 金田孝成

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0859-25-3445

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 中央生コン
事業場の所在地	鳥取県米子市和田町2214-7
計画期間	平成26年4月～平成27年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	窯業・土石製品製造業
②事業の規模	昨年度の製造品出荷額 710,000千円
③従業員数	13名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリートくず ・再生処理業者へ委託 → 再生骨材として再資源化 ガラスくず等 ・最終処分場委託 → 埋立

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	コンクリートくず
	排出量	450 t	1420 t = 1,120 t
	(これまでに実施した取組) 戻りコンクリートは、コンクリートブロック製品の製造及び、あらかじめ契約した民間の駐車場等のコンクリートに利用し、ガラスくず等及びコンクリートくず等の排出量の削減努力をした。 (削減量約300 t)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	コンクリートくず
	排出量	450 t	1390 t = 1,090 t
	(今後実施する予定の取組) 購入先に生コンが余らないように数量を注文して頂く様お願いし、戻りコンの量を削減し、また再利用を心掛け排出削減を行う。 (削減量30t/年)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラスくず等とコンクリートくずは分別し、その他のものが混合しないよう保管。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラスくず等にコンクリートくず等が混入しない様に引続き分別する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	コンクリートくず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	約300 t
	(これまでに実施した取組) 戻りコンでコンクリートブロック(1トン)を製作し販売。 また、契約によって土間コンクリートとして再利用した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	コンクリートくず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	300 t
	(今後実施する予定の取組) これまでと同様、戻りコンクリートによりブロックの製作と、契約によって土間コンクリートとして再利用する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	コンクリートくず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) なし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	コンクリートくず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	コンクリートくず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	コンクリートくず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	コンクリートくず
	全処理委託量	450 t	1,120 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	1,120 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・再生利用可能なものは、再生利用業者へ委託している。 ・マニフェストによる最終処分の確認を徹底するとともに、毎年、現地確認を行い、処理業者に問題がなく、適正処理されていることを確認している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	コンクリートくず
	全処理委託量	450 t	1,090 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	1,090 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、再利用業者へ委託する。 ・再生利用できないものについては、優良認定業者へ委託する。 			
※事務処理欄			

廃棄物処理統括責任		工場長 松浦 勤
廃棄物担当		環境管理係(組織人数 1人)
役割	環境管理委員会	廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 委員長：工場長、委員：関連部署課長、事務局；環境管理係
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物管理規定の策定・改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連企業に対する教育・啓発 ・各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ・その他関係する事項

